

入札説明書

一般競争入札の実施に係る入札公告（令和2年10月16日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第9章第6節、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第5章第6節及び京都府会計規則（昭和46年京都府規則第3号）第7章の規定により行うものとしている。

1 公告日 令和2年10月16日

2 契約担当者 京都府流域下水道事務所長 永濱 直行

3 担当部局

契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号（075）954-1877
ファクシミリ番号（075）955-2224

4 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その4）（予定数量500トン）
（処分 流2上流第13号の6、収集運搬 流2上流第12-01号の6）

(2) 委託業務の内容、方法等

仕様書のとおり

(3) 業務を行う期間

契約日から令和3年10月31日までとする。ただし、(4)の収集場所からの下水汚泥の搬出期間は、契約日から令和3年9月30日までとする。

(4) 収集場所（下水汚泥積込場所）

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター（相楽郡精華町大字下狛ほか地内）

5 入札説明書等の交付期間等

(1) 原則として、この公告に示す入札説明書等の交付期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、この公告に示す入札説明書等の交付期間に、3の場所へ問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加することができない者

令和2年6月5日付け京都府公報第112号において京都府流域下水道事務所が公告した一般競争入札（以下「前回公告」という。）の1の(1)のケ、コ又はサのいずれかの業務を落札した処分業者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を1社のみで自ら行う単体の業者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないものとするが、次に掲げる条件を全て（グループ業者にあつては、グループ業者のうち収集運搬業者は(4)、処分業者は(3)を除く。）満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 8の(1)で定める確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）であること。

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和2年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和2年京都府告示第14号。以下「告示」という。）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」－小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成22年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

オ 自動車による収集運搬を行う場合にあつては、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たしている車両を5台以上有している者であること。

(4) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「処分業者」という。）であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」－小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成22年度以降に下水汚泥を有効利用（緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用）により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

(5) グループ業者の要件

構成員の数は、2者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。

8 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただ

し、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和2年11月5日(木)から令和2年11月10日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に持参して提出すること。

イ 郵送により提出する場合

郵便書留等の配達記録が残る方法を利用して、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(4) 提出書類

確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、単体業者にあつては、ア及びキに掲げる資料の提出は不要である。

なお、前回公告のいずれかの業務において入札参加資格の確認通知を受けている者(グループ業者にあつては、前回と同一構成員の場合に限る。)は、提出を要しない。

ア 共同入札願(様式2)(グループ業者として申請する場合に限る。)

イ 同種業務の受託実績調書(様式3)

7の(3)のウ及び6の(4)のウで示した委託業務と同種の業務の履行実績を2件程度記入すること。

なお、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第159条第2項第3号に該当し契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体と直接締結した契約において、委託業務と同種及び同等以上の履行実績を記入すること。

ウ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

契約の概要がわかる部分のみの添付で差し支えないものとする。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者であることを証する許可証の写し及び同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者であることを証する許可証の写し

オ 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であることを証する許可証の写し(自動車による収集運搬を行う場合に限る。)

カ 使用予定車両一覧表(様式4)

使用予定車両全てに係る自動車検査証の写しを添付すること。

また、使用予定車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明できるもの(当該部分のわかる写真等)を添付すること。

なお、グループ業者に鉄道貨物事業者が含まれるときは、当該事業者の運送事業に係る許可証は不要であるが、使用予定貨車の写真等を添付すること。

キ 収集運搬数量内訳表(様式5)(収集運搬業者の構成員を2者以上として申請する場合に限る。)

ク 取引使用印鑑届(様式6)

ケ 委任状（様式7）（申請に係る権限を営業所長等に委任する場合に限る。）

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和2年11月19日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類は、A4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

オ 7の(3)のイ及び7の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和2年10月26日（月）午後5時15分

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

9 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

ア ファクシミリで2の(1)の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

イ 質疑書（様式8）は、以下により提出すること。

(ア) 件名は「汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（上流・脱水その4）に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 受付期間

ア 申請書等に関する質問

令和2年10月30日（金）午後5時15分まで

イ 設計図書に関する質問

令和2年11月16日（月）午後5時15分まで

(3) 回答

京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

ア 申請書等に関する質問

令和2年11月6日（金）まで

イ 設計図書に関する質問

令和2年11月20日（金）まで

10 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 日時

令和2年11月30日（金）午後2時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和2年11月27日（金）午後4時

入札書は、郵便書留等の配達記録が残る方法で期限までに必着させること。

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(2) 入札の方法

ア 入札者は、入札書（別記様式9）及び内訳書（別記様式10）を持参又は郵送することとし、電送による入札は認めない。

また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別記様式11）を提出しなければならない。

また、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書及び内訳書は、必要事項を全て記入して、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に、氏名又は名称若しくは商号及び「木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その4）入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、入札書に記載する金額は、内訳書の合計額に一致させること。

エ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

オ 落札の決定は、エによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

カ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

キ 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

ク 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

ケ 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

コ 入札回数は2回までとし、再度入札の参加者が1者となった場合であっても原則として入札を執行する。

サ 内訳書等は、返却しない。

(3) 郵送による入札書の提出方法

ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書又は再度入札書が在中している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。

ウ 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「内訳書」と朱書きした中封筒を入れる。

エ 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

オ 「内訳書」と朱書きした中封筒には、入札額の内訳書を入れ、封印等の処理をする。

カ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に(2)のイによる委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

キ (9)に規定する再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封筒(封印し封筒に「再度入札書在中」と記載したもの)を郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。

ク 送付された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで(郵送する場合は、京都府流域下水道事務所総務課が受領するまでをいう。)は入札を辞退することができる。この場合、辞退者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は再度の入札に加わることはできない。

ア 7に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(8) 落札者の決定方法

ア 京都府流域下水道事業会計規程（平成 31 年京都府公営企業管理規程第 2 号）第 113 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

イ 開札の結果、くじにより落札者を決定する方法は次のとおりとする。

(ア) 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

(イ) (ア)の結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

(9) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。

イ 再度入札を行う場合は、次による。

(ア) 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格のみを発表するものとする。

(イ) 当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

(ウ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

(エ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

ウ 再度入札参加者は、(2)から(7)までの方法により再度入札を行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除す

る。

16 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

17 支払条件

月毎に履行の完了を確認した後、業務料を支払うものとする。

18 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (3) 令和3年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (4) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。